

## 和歌山県個別現地訪問支援補助金交付要綱

平成30年 4月 1日制定

令和 3年 4月 1日改正

令和 3年11月 1日改正

(趣旨)

第1条 知事は、県内への移住を促進することにより地域の活性化を図るため、移住推進市町村への移住を目的として現地訪問を行う者に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、和歌山県補助金等交付規則（昭和62年和歌山県規則第28号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「移住推進市町村」とは、市町村職員によるワンストップ移住相談員を配置し、受入協議会を設置して移住を推進している県内の市町村及び特定の地域をいう。
- (2) 「受入協議会」とは、移住推進市町村の住民等で構成され、移住を支援する団体として知事が認めるものをいう。
- (3) 「首都圏」とは、東京都、千葉県、埼玉県、神奈川県、茨城県、栃木県、群馬県及び山梨県をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、首都圏に居住する者のうち、移住推進市町村への移住を検討し、第4条に定める活動を行う者（第5条において「補助対象活動者」という。）とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、補助金の交付の対象外とする。

- (1) 和歌山県暴力団排除条例（平成23年和歌山県条例第23号）第2条第3号の暴力団員等又は同条第1号の暴力団若しくは同条第2号の暴力団員と密接な関係を有する者
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わらない者又はその刑の執行を受けることのなくなるまでの者
- (3) 第4条で定める活動に対し、他の補助金その他の給付金を受けている者又は受ける予定がある者
- (4) 事業実施年度の4月1日において18歳未満の者
- (5) 事業実施年度の4月1日において学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校又は同法第124条に規定する専修学校に在学する者

(補助対象活動)

第4条 補助金の交付の対象となる活動（以下「補助対象活動」）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 移住推進市町村、わかやま定住サポートセンター、和歌山県ふるさと定住センターなどの移住相談員等から移住推進市町村内において地域案内を受ける活動
- (2) 次に掲げるいずれかの活動
  - ア 移住推進市町村の相談員が紹介する過去に移住推進市町村に移住した者を訪問する活動
  - イ 移住推進市町村の相談員が紹介する地域の関係者を訪問する活動
  - ウ 移住推進市町村の相談員が紹介する仕事関係者(就職希望先、継業希望先等)を訪問する活動

エ 移住推進市町村の相談員が紹介する住まい関係者（空き家所有者、不動産事業者等）を訪問する活動又は空き家の現地確認を行う活動

（補助対象経費等）

第5条 補助金交付の対象経費、補助金の上限額及び補助率は、次に定めるとおりとする。

(1) 補助対象経費 補助対象活動者が補助対象活動を行うために、補助対象活動者の住所地から補助対象活動を行おうとする場所（最初に到着する場所に限る。）までの移動に要する交通費（往路に係る鉄道賃及び航空賃に限る。）

(2) 補助金の上限額 2万円又は前号の規定により算出した経費のいずれか低い方の額。ただし、算出した経費に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(3) 補助率 10/10以内

2 前項の補助金の交付の対象となる者は、補助対象活動者及び同行者（補助対象活動者が補助対象活動を行おうとする場所へ同行する者をいう。）とする。ただし、同行者は補助対象活動者と同一の世帯の者であって、第3条第1号から第3号のいずれにも該当しない者に限る。

3 前項の補助金の交付対象となる同行者は1名までとする。

4 第1項の補助金の交付申請は、第2項の補助金交付対象者（当該補助金交付対象者の同一世帯に属する者を含む。）について、2回を上限とする。

（事前面談）

第6条 補助金の交付の申請をしようとする者は、交付申請前に、わかやま定住サポートセンター東京窓口の移住相談員（第12条において「東京相談員」という。）と面談を行わなければならない。

（交付申請）

第7条 規則第4条に規定する補助金等交付申請書に添付すべき書類は、次の各号に定めるものとする。

(1) 活動計画書（別記第1号様式）

(2) 補助対象者全員分の住所地等確認書類（運転免許証、住民票、被保険者証等公的書類）の写し

2 前項で定める交付申請書類の提出期限は、事業実施年度の3月15日までとする。

（交付条件）

第8条 規則第6条の規定により補助金の交付に付する条件は、次に掲げるとおりとする。

(1) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、あらかじめ知事の承認を受けること。

ア 補助対象活動の内容を変更しようとする場合（軽微な変更を除く。）

イ 補助対象活動を中止し、又は廃止しようとする場合

(2) 補助対象活動が予定の期間内に完了しない場合又は補助対象活動の遂行が困難になった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

(3) 補助金の領収書等関係書類を整理し、補助金の交付を受けた年度終了後5年間保存しなければならないこと。

（変更の承認）

第9条 前条第1号アの規定により知事の承認を受けようとする場合は、和歌山県個別現地訪問支援補助金変更承認申請書（別記第2号様式）に変更活動計画書（別記第1号様式）を添付して知事に提出しなければならない。

（実績報告書）

第10条 規則第13条に規定する補助事業等実績報告書に添付すべき書類は、次の各号に定

めるものとするものとする。

(1) 活動実績報告書（別記第3号様式）

(2) 補助対象経費に係る領収書の写し

2 前項で定める実績報告書の提出期限は、補助対象活動が完了した日から起算して30日を経過した日又は事業実施年度の翌年度4月10日のいずれか早い日とする。

（補助金の額の確定）

第11条 知事は、前条で規定する実績報告書類を受理したときは、補助金の交付決定内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを審査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、申請者に通知するものとする。

（書類の経由）

第12条 規則又はこの要綱に基づく書類の提出は、東京相談員を経由して行うものとする。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年11月1日から施行する。